

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 3 条第 3 項及び 第 7 条第 3 項の規定に基づく中央環境審議会への諮問について

1 . 概要

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号（以下「食品リサイクル法」という。））第 3 条第 3 項及び第 7 条第 3 項の規定に基づき、別添 1 のとおり中央環境審議会に諮問した。諮問した事項の審議は、廃棄物・リサイクル部会に別添 2 のとおり付議され、具体的内容の検討は食品リサイクル制度見直しの一環として、引き続き、昨年 8 月に部会で設置を決定した食品リサイクル専門委員会（別添 3）において行うこととしたい。

2 . 経緯

平成 17 年 9 月から「生ごみ等の 3 R・処理に関する検討会」、平成 18 年 8 月から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会、同年 9 月から農林水産省の食料・農業・農村政策審議会と合同会合で食品リサイクル法の評価・検討が進められた。この結果を踏まえ、平成 19 年 3 月に食品リサイクル法改正案が閣議決定、国会提出され、国会審議を経て平成 19 年 6 月に、食品関連事業者に対する指導監督の強化 食品関連事業者の再生利用等の取組の円滑化を基本的方向とした「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 83 号）」が成立し、食品リサイクル法に基づく基本方針及び判断基準の改定に際して、意見を聴くべき審議会に中央環境審議会が追加された。このため、同法の本格施行に向けて、今般、基本方針及び判断基準を見直すに当たり、中央環境審議会に諮問したものである。

3. 食品リサイクル専門委員会における検討

(1) 検討事項

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定に関すること。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定に関すること。

その他の重要事項

(参考) 諮問事項以外の合同審議会における審議事項について

- ・ 熱回収に関すること [省令]
- ・ 定期報告の取扱いに関すること
- ・ 再生利用事業計画の認定に関すること [省令]
- ・ 再生利用の対象品目の追加に関すること [政令]

(2) 今後の予定

当面、専門委員会を農林水産省の食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会と合同で7月下旬から開催し、8月末から9月を目途に結論を得る予定。

- ・ 平成19年7月27日 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会食品リサイクル専門委員会開催
- ・ 8月末～9月目途 合同会合でとりまとめ(案)を審議
- ・ 9月末～10月目途 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会開催(答申)
- ・ 10月末～11月目途 基本方針[告示]及び判断基準[省令]等の改正
- ・ 12月上旬 法施行

(3) 運営方針

- ・ 専門委員会は、専門学識経験者、関係業界、消費者及び地方公共団体関係者から構成する。
- ・ 農林水産省食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会との合同開催を行うことを予定。



(別添 1)

諮 問 第 224号

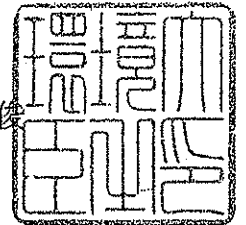
環廃企発第070725002号

平成19年 7月25日

中央環境審議会

会長 鈴木 基之 殿

環境大臣 若林 正 俊



食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改定について（諮問）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第3条第3項及び第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定に関すること。
2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定に関すること。

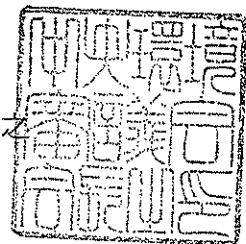


(別添2)

中環審第418号
平成19年7月25日

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
部会長 田中 勝 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



食品循環資源の再利用等の促進に関する基本方針等の改訂について（付議）

平成19年7月25日付け諮問第224号、環廃企発第070725002号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、廃棄物・リサイクル部会に付議する。

(別添 3)

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会の設置について

(平成18年8月7日部会決定)

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)に基づき、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の専門委員会について、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会(以下「部会」という。)に、食品リサイクル専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。
2. 専門委員会においては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく食品循環資源の再生利用等に関する事項について検討を行う。
3. 部会に設置する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会に属する委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

